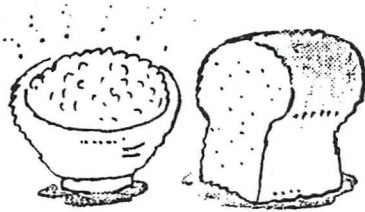


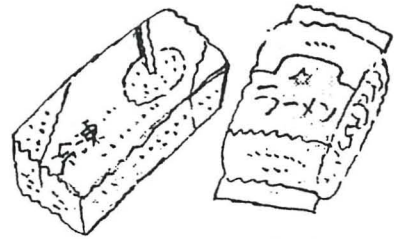
こんな人は要注意!

欠食が多く、1日2食になることが多い。



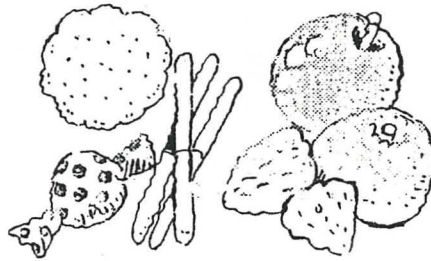
ごはん・パン・麺など、主食はよく食べるが、魚や肉や野菜のおかずはあまり食べない。

冷凍食品・インスタント食品・既製食品の利用が多い。



やせすぎの人。

- 成人男性 1日鉄所要量10^{ミリグラム}
- 成人女性 1日鉄所要量12^{ミリグラム}
(閉経期10^{ミリグラム}、妊娠前期15^{ミリグラム}、
妊娠後期20^{ミリグラム}、授乳期20^{ミリグラム})



お菓子・フルーツ・ラーメンが食事がわりになることがある。



税の一口メモ

年金生活者の暮らしは……

年金制度には、消費者物価の変動に応じて支給額を改定する物価スライド制が採用されており、消費者物価上昇に見合って、毎年きちんと給付額が引き上げられます。消費



税の影響を含めて物価上昇が年金生活者の暮らしに与える影響は、こうした仕組みによって解消されることになっていきます。また、在宅福祉施策の大幅な拡充、生活扶助基準の引上げ(元年度四・二%増)のほ

か、老齢福祉年金受給者、在宅寝たきり老人などに対しては臨時福祉給付金(一人一万円)、臨時介護福祉金(一人五万円)を支給しました。税制面でも、老年者控除、老人配偶者控除、公的年金控除などの諸控除によって、お年寄りには厚い配慮がされています。

暮らしと未来を築きます
新税制

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までに、公務扶助料、遺族年金等を受給していた遺族(戦没者等の妻、父母等)が失権した場合に残された遺族に特別弔慰金として額面十八万円、六年償還、無利子の国債が支給されます。

戦没者死亡当時の遺族のうち、次の順位が先の人一人です。

- 1 平成元年四月一日までに弔慰金(遺族国庫債券)を受けた人
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者と生計を共にしていた①父母、②孫、③祖母、④兄弟姉妹(婚姻、養子縁組により平成元年四月一日現在氏が変わっている人は該当しません)。
- 4 戦没者と生計関係がなかったか又は上記3に該当しなかった①父母、②孫、③

請求の期限

請求の期限は、平成四年六月二十七日です。期限を過ぎますと受給できなくなりますからご注意ください。

申請の手続き

請求用紙は、役場住民福祉課に備えてあります。他に戸籍抄本等も必要です。※詳しくは、役場住民福祉課福祉係にご相談下さい。

支給の対象者

面三十万円、十年償還)の支給の対象となった遺族は対象となりません。